

第 50 回 衆 議 院 議 員 総 選 挙
第 26 回 最高裁判所裁判官国民審査

指定病院等不在者投票事務取扱要領

目	次
は じ め に	1
選挙区の区域及び審査の行われる区域	2
選挙の概要	2
特に注意していただきたい事項	3
第1 総括的な事項	
1 不在者投票とは	4
2 指定病院等とは	4
3 指定病院等において不在者投票のできる人は	4
第2 不在者投票管理者	
4 不在者投票を管理するのはだれか	5
5 不在者投票管理者の主な仕事は	6
第3 不在者投票の手続	
6 不在者投票のできる期間は	6
7 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求方法は	6
(1) 本人請求の方法	

この要領では、次のような略称を使用しています。

法	=	公職選挙法
令	=	公職選挙法施行令
規 則	=	公職選挙法施行規則
小選挙区選挙	=	衆議院小選挙区選出議員選挙
比例代表選挙	=	衆議院比例代表選出議員選挙
総 選 挙	=	衆議院議員総選挙
		(小選挙区選挙、比例代表選挙の総称)
国 民 審 査	=	最高裁判所裁判官国民審査

は じ め に

平素より各種選挙の不在者投票に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が行われることとなりました。

ついては、皆様の事務取扱いの参考としていただくため、指定病院等における不在者投票事務の取扱要領を作成しましたので、どうぞ御活用ください。

不在者投票の制度は、選挙の当日に投票所で投票するという原則の例外として設けられた制度であり、なかでも指定病院等における不在者投票は、病院の長等が不在者投票管理者となり、一連の事務の流れが施設側に委ねられている特別な制度です。このため、施設側の十分な理解と適正な執行がなければ有権者等の疑念を招くこととなり、また、不在者投票事務の取扱いを原因として選挙が無効となる争訟等の例もあるところです。

皆様方におかれましても、このことを十分御理解いただき、貴施設に入院（所）されている有権者がこの制度を活用して投票機会を確保できるよう、適正な不在者投票事務の執行をお願いいたします。

なお、この要領では、主に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の取扱いに関して説明していますが、他の選挙においても、これに準じてお取り扱いくださるようお願いいたします。

京都府選挙管理委員会

選挙区の区域及び審査の行われる区域

	選 挙 区	選 挙 区 の 区 域
小選挙区選挙	京都府第1区	京都市北区、上京区、中京区、下京区及び南区
	京都府第2区	京都市左京区、東山区及び山科区
	京都府第3区	京都市伏見区並びに向日市、長岡京市及び乙訓郡
	京都府第4区	京都市右京区及び西京区並びに亀岡市、南丹市及び船井郡
	京都府第5区	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市及び与謝郡
	京都府第6区	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡及び相楽郡
比例代表選挙	近畿選挙区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
国 民 審 査	全国を1の区域として審査を行います。	

選 挙 の 概 要

		第50回総選挙
--	--	---------

特に注意していただきたい事項

- 1 指定病院等の長が代理して行う投票用紙等の請求は、入院又は入所中の選挙人の依頼があったものに限られます。選挙人から指定病院等の長に対する依頼は必ず文書（P10 の依頼書を使用してください。）により行うよう指導してください。
- 2 投票用紙等の交付を受けた選挙人が投票する前に退院又は退所する場合は、直ちに投票用紙等の交付を受けた市区町村の選挙管理委員会へ連絡し、指示を受けてください。
- 3 投票は、必ず小選挙区選挙、比例代表選挙、国民審査ごとに投票用紙をそれぞれの内封筒に入れて封をしてから、それぞれの外封筒に入れて封をするよう選挙人に対して指導してください。
- 4 不在者投票管理者は、その業務上の地位を利用して、不在者投票に関して選挙運動をすることは禁じられています。（法第 135 条第 2 項）
- 5 不在者投票管理者、立会人及び代理投票の際に選挙人を補助し投票の記載をする者については、一般の投票における場合と同様に、買収及び利害誘導罪、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票干渉罪、詐偽投票及び投票偽造・増減罪、代理投票における記載義務違反、立会人の義務を怠る罪等の罰則の適用がありますので、こうした罰則に触れることのないよう十分注意してください。（法第 255 条）

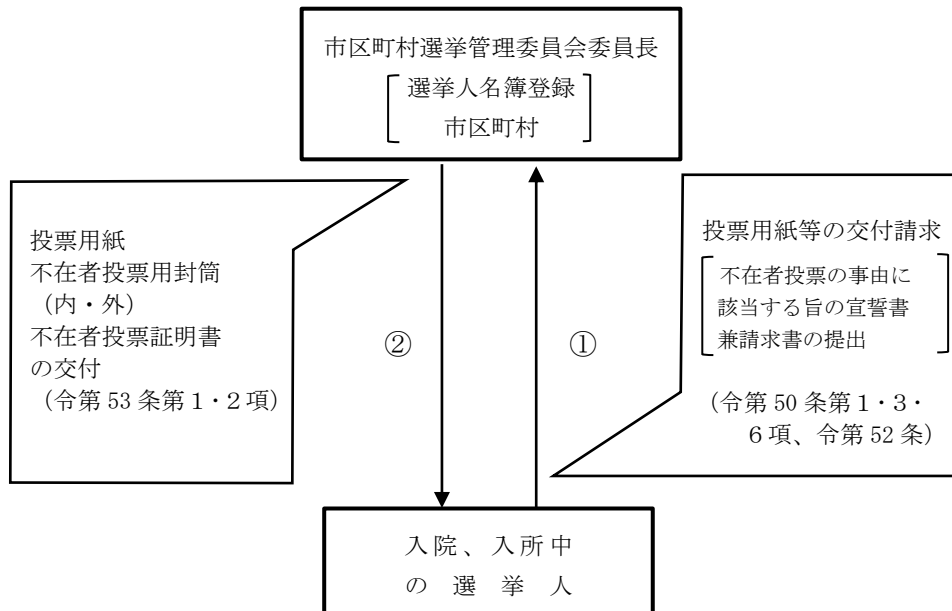
(1) 本人請求の方法

ア 請求者は

不在者投票を行う選挙人に限られます。

イ 請求先は

選挙人が登録されている選挙人名簿のある市区町村の選挙管理委員会の委員長とされています。



(不在者投票宣誓書兼請求書様式例)

不在者投票宣誓書兼請求書

私は、令和 年執行の { 衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査 } の当日、下記のいずれ

かの不在者投票の事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は真実であることを誓い、併せて投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を
請求します。

令和 年 月 日

(宛先)

選挙管理委員会委員長 様

氏 名		生
-----	--	---

(依頼書記載例)

依 頼 書

私は、令和○年執行の { 衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査 } の

不在者投票を当院（所）において行いたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求して下さるよう依頼します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

不在者投票指定施設の長 様

住 所 〔選挙人名簿に記載 されている住所〕	京都市○○区○○町○○番地
氏 名	甲 野 五 郎
生年月日	明治 大正 昭和 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

室名等	○棟○階○○○号室
-----	-----------

備考 { } 内の選挙等のうち、投票用紙等を請求しないものがあれば、二重線で抹消してください。

※ 上記依頼書については、他の不在者投票関係資料と併せて送付します。

請 求 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

京都市○○区選挙管理委員会委員長 様

施設の所在地 京都市○区○町○番地

施 設 の 名 称 ○○○○○病院

職 ・ 氏 名 院長 京都 一郎

別紙の選挙人は、令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 執行の
衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査 } の当日、当 ○○○○○病院
(老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設等)
にあるため、当施設において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50
条第4項(最高裁判所裁判官国民審査法施行令第13条)の規定による依頼があったので、
別紙の選挙人に代わって、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

請 求 人 数	2 人
---------	-----

(不在者投票施設における投票予定日：令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日)

||
||
||

